

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による未支給の休業補償給付の支給に関する処分及び同月〇日付けで請求人に対してした同法による遺族補償給付の支給に関する処分を取り消すことにある。

第2 事案の概要

1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの期間、A会社に雇用され、石綿が吹き付けられた後の建築現場において、タイル工としてタイルを貼る作業に従事していたが、同年〇月、B会社を起業、平成〇年〇月、C会社（以下「会社」という。）を設立し、事業主として石綿ばく露作業に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託し、同月〇日より、労災保険法第34条の規定に基づく第一種特別加入者として、労働基準局長（現：労働局長）から承認を受けていた。

2 被災者は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し、「悪性胸膜中皮腫」と診断され、療養を継続していたが、平成〇年〇月〇日、入院先のE病院において死亡した。死亡診断書には、直接死因「右悪性胸膜中皮腫」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。

3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、未支給の休業補償給付及び遺族補償給付を請求したところ、監督署長は給付基礎日額を〇円として、これらを支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が当該給付基礎日額を不服として、本件処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査

請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

未支給の休業補償給付及び遺族補償給付の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した○円を超えるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会的事实認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 労災保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条の平均賃金に相当する額とされ、同条第1項の平均賃金を算定すべき事由の発生した日は、労災保険法第8条第1項において、業務上疾病にあつては診断によって疾病の発生が確定した日（以下「算定事由発生日」という。）とされている。なお、この算定事由発生日に疾病の発生のおそれのある作業を離れていても、診断によって疾病の発生が確定した日が算定事由発生日であることに変わりはない。

(2) また、労災保険法第34条により、中小事業主等の特別加入者は、労働者とみなされ、特別加入者の給付基礎日額は、厚生労働大臣が定める範囲内において特別加入者の希望を徴した上で決定される。

被災者は、平成○年○月に特別加入した際には、給付基礎日額○円であったが、平成○年○月からは被災者の希望を踏まえて給付基礎日額○円に変更されていたものと認められる。

(3) 本件において、被災者が「悪性胸膜中皮腫」と診断されたのは、平成○年○月○日であるところ、本件一件資料から、この日において、被災者は既に石綿

ばく露作業には従事していないものと認められるが、給付基礎日額を〇円として特別加入を継続していたことは、保険料等の申告書内訳から明らかである。

したがって、本件における被災者の給付基礎日額は、算定事由発生日における特別加入の給付基礎日額である〇円と判断する。

- (4) 請求人は、被災者が平成〇年〇月から事業主として特別加入していたときの給付基礎日額〇円をもって保険給付額を算定すべきであると主張するが、上記のとおりであり、請求人の主張を採用することはできない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。